

(平成28年度第1回)  
武蔵村山市行政不服審査会会議次第

日 時 平成28年4月12日(火)  
午後1時30分から  
場 所 301会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 改正行政不服審査法について
- (2) 武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について
- (3) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 改正行政不服審査法について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

資料1 改正行政不服審査法について

報告事項(2) 武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 資料2 武蔵村山市行政不服審査会条例（平成28年3月30日条例第12号）
- 資料3 行政不服審査会等における調査審議等に係る 事務処理マニュアル（案）
- 資料4 行政不服審査法（平成26年法律第68号）
- 資料5 旧行政不服審査法に基づく異議申立て状況

報告事項(3) その他

議題(1) 武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会 長 \_\_\_\_\_

職務代理者 \_\_\_\_\_

(参考)

武蔵村山市行政不服審査会条例（抄）

（会長）

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

議題(2) その他